令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：農林水産省

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	81.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.0 %
全職員	80.3 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	116.8 %
本省課室長相当職	99.6 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.5 %
係長相当職	92.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	93.1 %
３１～３５年	90.2 %
２６～３０年	89.4 %
２１～２５年	89.5 %
１６～２０年	84.2 %
１１～１５年	86.8 %
６～１０年	94.3 %
１～５年	92.3 %

【説明欄】

・給与差異の主要因は、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準が低い女性職員の割合が高くなっていること、また、出産や育児などのタイミングで短時間勤務などの柔軟な働き方を選択する職員が増えるため総勤務時間数に差が生じていると考えられる。

・役職段階別にみると、全職員に比べ給与差異は小さい。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：林野庁

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	78.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.7%
全職員	72.4%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	―
本省課室長相当職	97.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	103.8%
係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	95.4%
３１～３５年	93.9%
２６～３０年	92.4%
２１～２５年	95.6%
１６～２０年	94.2%
１１～１５年	98.5%
６～１０年	97.4%
１～５年	98.8%

【説明欄】

・給与差異の主要因は、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準が低い女性職員の割合が高くなっていること、また、出産や育児などのタイミングで短時間勤務などの柔軟な働き方を選択する職員が増えるため総勤務時間数に差が生じていると考えられる。

・役職段階別にみると、全職員に比べ給与差異は小さい。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

＊　時給非常勤職員は１日の勤務時間を７時間 45 分で除して「日」に換算している。

＊　週３，４日等短時間勤務職員は一月の常勤職員の勤務日数に３／５，４／５を乗算してカウントしている。

令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　水産庁

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	78.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.3 %
全職員	78.3 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	88.5 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.4 %
係長相当職	85.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	105.8 %
３１～３５年	86.2 %
２６～３０年	90.4 %
２１～２５年	86.5 %
１６～２０年	80.9 %
１１～１５年	85.1 %
６～１０年	93.6 %
１～５年	89.6 %

【説明欄】

・給与差異の主要因は、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準が低い女性職員の割合が高くなっていること、また、出産や育児などのタイミングで短時間勤務などの柔軟な働き方を選択する職員が増えるため総勤務時間数に差が生じていると考えられる。

・役職段階別にみると、全職員に比べ給与差異は小さい。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

＊　時給非常勤職員は１日の勤務時間を７時間 45 分で除して「日」に換算している。

＊　週３，４日等短時間勤務職員は一月の常勤職員の勤務日数に３／５，４／５を乗算してカウントしている。